

香川県 2025 年日本国際博覧会入場チケット配付実施要綱

(総則)

- 第1条 香川県が香川県内在住の対象者に 2025 年日本国際博覧会の入場チケット ID (以下「チケット ID」という。)を配付する(以下、「本取組」という。)にあたり、チケット ID の配付を申請する者(以下、「申請者」という。)が遵守すべき事項や要件等を定めるため本実施要綱を策定する。
- 2 本取組に係るチケット ID の配付申請は、本要綱を必ず確認した上で行うものとし、申請を行った場合は本要綱の規定に同意したものとみなす。

(定義等)

- 第2条 この要綱において「万博 ID」とは、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)が提供する万博関連サービスに共通で使用するログイン ID をいう。
- 2 この要綱において「チケット ID」とは、2025 年日本国際博覧会の入場に必要となる 10 桁の ID であり、万博 ID に結び付けて有効化することができるものをいう。
- 3 この要綱において本取組を実施する事務局は、香川県政策部政策課内に設置することとする。

(配付対象者)

- 第3条 本取組の配付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者とする。
- (1) 申請日において、香川県内に居住している者
- (2) 令和7年4月1日時点で、次のいずれかに該当する者
- ア 満4歳以上、満22歳以下の者
 - イ 満23歳又は満24歳である学生
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団および暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(配付するチケット ID 等)

- 第4条 本取組において配付するチケット ID は、配付対象者1人につき1つとする。
- 2 事務局は、申請者が申請した内容について、公的機関から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、氏名、生年月日及び住所(以下「本人確認情報」という。)を確認できるもの(以下「本人確認書類」という。)をもって同一の者であることを審査したのち、電子メールにより申請者を通じてチケット ID を配付する。

(申請者等)

- 第5条 本取組の申請者は、配付対象者の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、配付対象者を現に監護する者)、令和7年4月1日現在で満18歳以上の者又は事務局が申請者として適当であると認める者とする。ただし、配付対象者が施設(別表1に掲げるもの)へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者(以下「施設長」という。)を申請者とし、里親(別表2に掲げ

るもの。)へ措置等がなされている場合は里親を申請者とする。

- 2 申請は、事務局が指定するインターネット上の香川県電子申請・届出システム(以下「申請システム」という。)により行うこととする。
- 3 申請にあたり施設長を除く申請者は、申請者及び配付対象者の本人確認書類として次の各号に掲げるいずれかの写しを添付しなければならない。
 - (1) 本人確認情報が記載された個人番号カード、住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証又は資格確認書
 - (2) その他事務局が前号に準ずるものとして特に認めるもの
- 4 次の各号に該当する者が申請する場合は、前項に加え、当該各号に掲げる書類の写しを添付しなければならない。
 - (1) 第3条第2号イに規定する者の申請者
学生証、在学証明書又は大学等に通学していることを確認できる書類
 - (2) 里親
里親であることが確認できる証明書
- 5 申請受付期間は、令和7年2月26日から令和7年3月31日までとし、受付開始時間は別途事務局が定める時間とする。

(申請受付)

第6条 事務局は、申請者が申請した内容に不備があると認めるときは、申請者に対し、その補正を求めものとする。ただし、軽微な不備については、職権で補正することができるものとする。

(配付通知)

- 第7条 事務局は、申請者に対し、配付対象者のチケットIDを電子メールにより通知するものとする。
- 2 事務局は、配付上限数(1,000)を上回る申請があった場合は、抽選を行い、配付対象者を決定することとする。
 - 3 抽選結果の通知は電子メール送信をもって代えることとし、当選者のみに申請者を通じて通知するものとする。

(紛争の解決等)

- 第8条 配付後のチケットIDの紛失・滅失に対して、県は一切責任を負わない。
- 2 申請者又は配付対象者と博覧会協会との間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、県は一切責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第9条 事務局は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、香川県個人情報保護条例その他法令を遵守するとともに、個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

(誓約事項)

第 10 条 申請者は、チケット ID の配付申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約するものとする。なお、申請を行った時点で本誓約事項に誓約したものとみなす。

- (1) チケット ID の申請に当たり、虚偽の内容を入力又は記載しないこと
- (2) チケット ID の申請に当たり必要となる証拠書類について、不正に作製、複製、改ざんを行わないこと
- (3) その他本要綱に記載される事項を遵守すること

(その他)

第 11 条 この要綱に規定するもののほか、本取組に関して必要な事項は、事務局が別途規定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
同法同条第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
同法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関
同法第 37 条に規定する乳児院
同法第 41 条に規定する児童養護施設
同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設
同法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設
同法第 44 条に規定する児童自立支援施設

別表 2 (第 5 条関係)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親
同法同条第 2 号に規定する養子縁組里親